

○一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金交付事務取扱要綱

4 墨観協発第 86 号

令和 4 年 7 月 5 日決定

6 墨観協発第 342 号

令和 7 年 1 月 6 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、墨田区内の観光誘客を図るため、一般社団法人墨田区観光協会(以下「観光協会」という。)の会員等が実施する各種事業等について、予算の範囲内で交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第 2 条 助成金の交付は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

(1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であるとき。

ア 観光協会会員

イ その他一般社団法人墨田区観光協会理事長(以下「理事長」という。)が適当と認めた団体

(2) 事業内容が次の全てに該当するものであるとき。

ア 墨田区への観光誘客を目的とした事業、あるいは墨田区または区内の観光資源を広く PR することを目的とした事業であること。

イ 公序良俗に反しないものその他社会的に非難を受けるおそれのないもので、墨田区の産業観光の推進又は振興に寄与するとともに、公益性があるものであること。

ウ 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること。

エ 私的な利益を目的としていないものであること。

オ 観光協会の運営に関する一般方針に反しないものであること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、次に該当するものであるとき。

ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

イ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。

ウ 講習会等にあつては、その講師等が事業目的に適当な者であること。

エ 事業の開催場所は、公衆衛生及び災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。

オ 入場料、参加料等の徴収額が、事業に要する最小経費の範囲内であること。

カ 事業の開催に当たり参加者に配布する物品の内容が前号イ、ウ及びオに掲げるものであること。

キ 他の補助金や助成金等を一部財源にする事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、過去 3 年間に於いて、この要綱に基づく助成金の交付決定を取り消されたことがある団体(当該団体と構成する者が同一であるとみなされるものを含む。)については、交付しないものとする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、助成金の交付を決定することができる。

(助成金の額等)

第3条 1件あたりの助成金の額は100,000円を上限に助成対象事業に係る費用総額の2分の1の範囲内で理事長が決定する。

- 2 交付決定事業数に上限は設けない。ただし、先着順に受付のうえ、当該年度の予算の上限に達し次第、申請の受付を締め切る。また、当該年度内において助成金を交付するのは、1事業者につき1回限りとする。
- 3 助成の対象となる事業実施期間は、交付決定の日から交付決定の日が属する年度の3月31日までとする。
- 4 理事長がその内容を審査し認めた場合について上限金額を別途定めることができる。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする主催者は、一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金交付申請書(第1号様式)及び次に掲げる書類により、事業実施日の1か月前までに理事長に申請するものとする。

- (1) 主催者の存在及びその基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の氏名、住所等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(予算書を含む。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか理事長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条に規定する交付決定の要件に基づき審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による交付の決定に際して必要な条件を付与することができる。
- 3 理事長は、第1項の規定により助成金を交付することと決定したときは、一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 理事長は、第1項の規定により助成金を交付しないことと決定したときは、一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定事業者は、助成対象事業が完了したとき(助成対象事業の実施を中止とした場合を含む。)、又は助成金の交付決定の日から属する会計年度が終了したときは、速やかに一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金実績報告書(第4号様式)及び次に掲げる書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業の実施結果を明らかにする書類(収支決算書を含む。)
- (2) 事業に関する制作物(チラシやポスター、事業成果物等)の原本。ただし、原本の提出が困難であるときは、制作物を写した写真等でも可とする。
- (3) 前号に掲げるもののほか理事長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第7条 理事長は前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び必要な調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定する。ただし、確定額は当初交付決定額を上限とする。

2 理事長は、前項の規定による助成金の額を確定したときは、一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金額確定通知書(第5号様式)により交付決定事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 交付決定事業者は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けたときは、速やかに一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金請求書(第6号様式)を理事長に提出するものとする。

(承認事項)

第9条 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面により理事長へ協議し、その承認を得なければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業を中止しようとするとき。
- (3) 第4条の規定により理事長に提出した書類の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微なものを除く。

(交付決定の取消し)

第10条 理事長は、助成金の交付決定をした事業が次のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する交付要件を満たさなくなったと認められたとき。
- (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したと認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認められる行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により交付を取り消したときは、一般社団法人墨田区観光協会観光イベント支援助成金交付取消通知書(第7号様式)により交付決定事業者に通知するとともに、墨田区観光協会のホームページにおいて公表するものとする。

3 第1項の規定は、第7条第1項の規定により交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとし、理事長は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (4 墨観協発第 86 号)

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

付 則 (6 墨観協発第 342 号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式 省略